

(社)滋賀県造林公社・(財)びわ湖造林公社 特定調停第3回期日の概要

1. 日 時 平成20年3月6日(木)午後1時30分～午後2時45分

2. 場 所 大阪地方裁判所 第二別館3階 第6債権者集会室

3. 出席者

(1) (社)滋賀県造林公社

申立人 滋賀県造林公社専務理事、代理人弁護士 ほか

相手方 10機関(全員出席)

滋賀県からは、森林政策課長、代理人弁護士 ほか

(2) (財)びわ湖造林公社

申立人 びわ湖造林公社専務理事、代理人弁護士 ほか

相手方 2機関(全員出席)

滋賀県からは、森林政策課長、代理人弁護士 ほか

4. 概 要

(1) 公社代理人弁護士から相手方への説明等

- ・ 下流団体からの質問等について、文書により回答が行われた。
- ・ 滋賀県に対して、下流団体から出されている意見等について、具体的な検討を行うよう要請している旨の説明があった。

(2) 本県代理人弁護士から調停委員への説明(個別聴取)

下流団体からの意見に対しては、滋賀県として真摯に検討を行っている旨の説明を行った。

(3) 農林漁業金融公庫代理人弁護士から調停委員への説明(個別聴取)

農林漁業金融公庫からは「滋賀県の損失補償があるので、公庫としては、債務の減免を論ずべき立場にない。」「滋賀県が損失補償後の債務を譲り受けることを前提に、本調停において滋賀県が申立人との間で債務額減額等の協定を行うことに全く異存はない。」と意見の表明があった。

5. 次回以降の調停期日

第4回期日 平成20年4月21日(月)午前10時から

第5回期日 平成20年6月18日(水)午後 3時から

第6回期日 平成20年8月 5日(火)午後 1時30分から